

- 港湾管理者である大阪市は、一般社団法人ディパーチャーより申請のあった大阪港此花地区の港湾緑地である常吉臨港緑地における港湾環境整備計画の認定を行った。
- 認定を受けた一般社団法人ディパーチャーは、当該緑地の貸付を受け、多目的グラウンド、ドッグスポーツエリア等の収益施設を整備するとともに、イベントを開催し、賑わいを創出する。
- また、収益の一部を還元し、休憩棟や駐車場等を整備するとともに、除草、清掃等の維持管理を実施する。

【事業概要】

事業者：一般社団法人ディパーチャー

貸付期間：R7.11～R37.10(30年間)

収益施設：多目的グラウンド・
ドッグスポーツエリア等

収益還元：休憩棟・駐車場等の整備
除草・清掃等の維持管理

